

令和6年7月1日

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び
会社法施行規則第190条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役 青山 雅之

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
パーカー加工株式会社
代表取締役 尾崎 文一

日本パーカライジング株式会社（以下、「日本パーカライジング」といいます。）及びパーカー加工株式会社（以下、「パーカー加工」といいます。）は、令和6年2月7日付けで締結した株式交換契約に基づき、令和6年7月1日を効力発生日として、日本パーカライジングを株式交換完全親会社、パーカー加工を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本件株式交換」といいます。）を行いました。

本件株式交換に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 本件株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
本件株式交換が効力を生じた日は、令和6年7月1日です。
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条および第787条の規定ならびに会社法第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - イ 株式交換をやめることの請求の規定による手続きの経過（会社法第784条の2）
株式交換完全子会社であるパーカー加工に対して株式交換をやめることの請求権を行使した株主はおりませんでした。
 - ロ (1) 反対株主の株式買取請求の規定による手続きの経過（会社法第785条）
株式交換完全子会社であるパーカー加工は、会社法第785条第3項の規定に基づき、令和6年6月7日付けにてその株主に対して通知を行いました。が、会社法第785条第1項の規定に基づきパーカー加工に対して株式の

買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 新株予約権買取請求の規定による手続の経過（会社法第 787 条）

株式交換完全子会社であるパーカー加工は、新株予約権の発行をおこなっておりませんので、該当すべき事項はありません。

(3) 債権者保護手続きの規定による手続の経過（会社法第 789 条）

株式交換完全子会社であるパーカー加工は、新株予約権付社債の発行をおこなっておりませんので、該当すべき事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

イ 株式交換をやめることの請求の規定による手続の経過（会社法第 796 条の 2）

会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく、簡易株式交換の手続により、差止請求は認められておりません。

ロ (1) 反対株主の株式買取請求の規定による手続の経過（会社法第 797 条）

会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく、簡易株式交換の手続により、株式買取請求は認められておりません。

(2) 債権者保護手続きの規定による手続の経過（会社法第 799 条）

株式交換完全親会社である日本パーカライジングは、本件株式交換に際し、日本パーカライジングの株式以外の対価の交付を行っておりませんので、該当すべき事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本件株式交換により完全親会社である日本パーカライジングに移転したパーカー加工の株式の数は、2,764,848 株です。

5. 前記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 日本パーカライジングは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を得ずに本件株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件株式交換に反対する旨を通知した日本パーカライジングの株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。

(2) パーカー加工は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 6 月 27 日開催の定時株主総会における決議により、株式交換契約の承認を得ております。

(3) 日本パーカライジングは、本件株式交換に際して、本件株式交換の効力発生日の前日のパーカー加工の最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、日本パーカライジングを除きます。）に対し、その所有するパーカー加工の

株式1株につき、日本パーカライジングの株式2.17株の割合をもって割当て交付いたしました。

(4) 本件株式交換に伴う、日本パーカライジングの資本金及び準備金の額の増減はありません。

以上